

東京都建築物液状化対策検討委員会検討報告「中間のまとめ」に対するパブリックコメントで寄せられた意見への検討委員会の見解 (パブコメ実施期間:平成24年5月21日～同年6月18日)

項目	パブリックコメントで寄せられた意見 (3名、7件)		検討委員会の見解
液状化対策の基本的な考え方	液状化予測図	東京都が作成する液状化予測図と、区が作成している液状化マップは公表することが前提であり、内容の相違により区民に混乱が生じないように事前調整を行なってほしい。 地震の設定条件を明確にするなどの配慮を願いたい。	・液状化予測図の見直しについて、所管する都の担当部署では区と調整しながら見直しを行っていくと伺っている。引き続き、そのようにして見直しを進めていってほしい。
東日本大震災で液状化により建物被害が発生した地区における地盤調査等	臨海部の建物被害が発生した地点の液状化判定	図3-5A-No3Pのボーリング地点(建物被害なし)におけるb層の液状化判定結果が地下水以深においてもFL=3となっているが、その他のボーリング(建物被害あり)ではFL<1となっている。B層を同一層とし、建物被害があった場所は砂質土、被害がなかった場所は粘性土としているが、具体的な粒度特性、細粒分含有率の詳細なデータを記載していただきたい。	・本検討委員会の検討結果の「最終のまとめ」の中で、調査データのあるものについては可能な限り記載していくことが望ましい。
		図3-7(建物被害の発生なし)のボーリング地点におけるY _{us} 、Y _{ls} の粒度特性、細粒分含有等の詳細なデータを記載していただきたい。	・本検討委員会の検討結果の「最終のまとめ」の中で、調査データのあるものについては可能な限り記載していくことが望ましい。
	液状化判定の結果と液状化発生の有無	液状化発生箇所とFL値の関係は、国土交通省の整理方法に準拠しているが、その地点で液状化被害が発生する場合の判定は、深度毎に発生するFL値を積分したPL値で評価することが望ましい。FL値が1深度で発生しても、直ちに液状化に至らないことを説明する必要がある。	・PL値と液状化発生の評価は、「中間のまとめ」の15ページ(表3-5 PL法による液状化危険度の結果と液状化発生の有無との関係)で行っている。 ・「最終のまとめ」では、FL値が1深度で発生しても直ちに液状化に至らないことを説明する必要がある。
	液状化判定におけるスウェーデン式サウンディング試験の有用性	SWS試験を行った調査孔を用いて、土試料を採取したと記載されているが、試料採取の方法が不明確である。同一地点で複数の深度を採取可能であるかが疑問である。試料採取の方法を明記していただきたい。 スウェーデン式サウンディング試験+簡易サンプリングの方法が、液状化調査の標準的な調査法として提案されているように見られる。現段階で調査法を特定するのは早急であると考え。現段階では調査法の一つの比較である程度に留めることが望ましい。	都が、今年度末に作成予定の「建築物における液状化対策の指針(仮称)」に、スウェーデン式サウンディング試験と土質試験による調査方法を載せる場合は、土試料の採取方法の明記と採取の際の留意点を記載する必要がある。 スウェーデン式サウンディング試験と土質試験による調査方法は、あくまでも小規模建築物における液状化判定方法の一つであることを説明する必要がある。
地盤調査データを活用した情報提供	地盤調査データの提供	地盤調査は、建築物の敷地内で行わなければならないが、地盤調査データの閲覧が可能であれば、地盤調査を行わないで、設計を行なう設計者が増えるのではないかと懸念する。閲覧する地盤調査データは、参考資料であり、建築物の設計では、現地で地盤調査を行うことを強調したほうが良い。	地盤調査データの情報提供は、あくまでも都民が敷地の地盤の状況を把握するための参考資料とするものであり、「中間のまとめ」で示したとおり、建て主や建物所有者自らが地盤調査を行い、敷地の状況を把握していくことが基本である。